

会 議 録 目 次

平成 2 5 年第 4 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 2 5 年 4 月 4 日（木）午前 9 時 0 0 分開会

仮議席の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 1 議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 2 議席の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日程第 3 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・	5
日程第 4 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日程第 5 副議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第 6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	7
日程第 7 常任委員会委員の選任について・・・・・・・・	8
日程第 8 議会運営委員会委員の選任について・・・・・・・・	8
日程第 9 議会広報広聴調査特別委員会の設置について	8
日程第 10 同意第 5 号 監査委員の選任の同意について	13
日程第 11 同意第 6 号 監査委員の選任の同意について	17
追加日程第 1 発議第 2 号 庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）	21
追加日程第 2 発議第 3 号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）	21
追加日程第 3 発議第 4 号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議（案）	22
追加日程第 4 発議第 5 号 保育所整備特別委員会設置に関する決議（案）	23
追加日程第 5 発議第 6 号 閉会中の継続調査事件について	25
（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

平成25年第4回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成25年4月4日 (木)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 4月4日 (木) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町       | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部     | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部     | 長 | 窪 地 満   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 臼 井 真   |
| 建 設 部     | 長 | 北 山 忍   |
| 総 務 課     | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 教 育       | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次     | 長 | 細 川 真 示 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 事 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 利 光 裕 子 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

仮議席の指定について

日程第 1 議長の選挙について

日程第 2 議席の指定について

日程第 3 会議録署名議員の指名について

日程第 4 会期の決定について

日程第 5 副議長の選挙について

日程第 6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 7 常任委員会委員の選任について

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

日程第 9 議会広報広聴調査特別委員会の選任について

日程第11 同意第6号 監査委員の選任の同意について

追加日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）

追加日程第3 発議第4号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議（案）

追加日程第4 発議第5号 保育所整備特別委員会設置に関する決議（案）

追加日程第5 発議第6号 閉会中の継続調査事件について

~~~~~○~~~~~

午前9時00分 開会

○事務局長（伊藤）皆様、おはようございます。この度は海田町議会議員一般選挙でのご当選、おめでとうございます。本臨時会が一般選挙後の最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、前田議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。前田議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（前田）ただいま紹介されました前田でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職を勤めます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 25 年第 4 回海田町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席の議席と指定します。なお、本日は報道のためカメラ等の持ち込みを許可しておりますので、ご了承ください。

○臨時議長（前田） 日程第１、議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田）投票にされたいとの声がありますので、選挙は投票により行います。

まず、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（前田）ただいまの出席議員数は 16 名です。投票用紙を配付いたします。投票

用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田）投票用紙の配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長（前田）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、局長の点呼に応じて順次投票願います。それでは、点呼をお願いします。

○事務局長（伊藤）1番、大高下議員。2番、大江議員。3番、兼山議員。4番、下岡議員。5番、住吉議員。6番、宗像議員。7番、桑原議員。8番、久留島議員。9番、岡田議員。10番、西田議員。11番、多田議員。12番、宮坂議員。13番、西山議員。14番、崎本委員。16番、佐中議員。最後に前田臨時議長。

○臨時議長（前田）投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。これより開票を行います。会議規則第30条2項の規定により、立会人に1番、大高下議員、2番、大江議員を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。こちらへどうぞ。

(開票)

○臨時議長（前田）選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票総数16票、無効投票数0票。有効投票中、前田5票、久留島君8票、崎本君1票、多田君1票、西田君1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。よって、久留島君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました久留島君が議長におられますので、本席から会議規則第31条2項の規定により、当選の告知をいたします。久留島君から議長の就任のあいさつをいただきたいと思います。久留島君。

○議長（久留島）ただいま、選挙によって再選していただきました久留島でございます。再選いただいたことは誠に光栄に存じております。これからの海田町の町政におきまして、たくさんの難題が山積しておりますが、これを皆様の一人一人の力を原動力といたしまして、これから海田町の将来を皆さんと一緒に考えて、また厳しい社会情勢ではございますが、これを乗り越えていきたいと思っております。私、元より浅学非才、また至らぬことも多々あろうかと思っておりますが、ご協力よろしくお願いいたします。本日は誠

にありがとうございました。

○臨時議長（前田） それでは、議場の閉鎖を解除します。

（議場解除）

○臨時議長（前田） 以上で議長選挙を終わります。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。久留島君に議長席に着いていただきます。

○議長（久留島） 議事の都合によりまして暫時休憩いたします。再開時間は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 1 6 分 休憩

午前 9 時 4 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 2、議席の指定を行います。各議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。議員諸君の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（伊藤） 朗読いたします。1 番、大高下議員、2 番、大江議員、3 番、兼山議員、4 番、下岡議員、5 番、住吉議員、6 番、宗像議員、7 番、桑原議員、8 番、岡田議員、9 番、西田議員、10 番、多田議員、11 番、宮坂議員、12 番、西山議員、13 番、崎本議員、14 番、前田議員、15 番、佐中議員、16 番、久留島議員。

○議長（久留島） ただいま事務局長が朗読しましたとおり議席を指定いたします。なお、ロッカー等は後日変更いたしますので、お知らせしておきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より 1 番、大高下議員、2 番、大江議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第 4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第５、副議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（久留島）ただいまの出席議員数は１６名です。投票用紙を配付いたします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（久留島）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○事務局長（伊藤）１番、大高下議員、２番、大江議員、３番、兼山議員、４番、下岡議員、５番、住吉議員、６番、宗像議員、７番、桑原議員、８番、岡田議員、９番、西田議員、１０番、多田議員、１１番、宮坂議員、１２番、西山議員、１３番、崎本議員、１４番、前田議員、１５番、佐中議員、最後に久留島議長。

○議長（久留島）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。これより開票を行います。会議規則第３０条第２項の規定により、立会人に３番、兼山議員、４番、下岡議員を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（久留島）選挙の結果を報告いたします。投票総数１６票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。有効投票数１５票、無効投票数１票。有効投票中、西山議員７票、岡田議員５票、西田議員１票、崎本議員１票、多田議員１票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は４票です。よって、西山議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました西山議員がおられますので、本席から会議規則第３１条第２項の規定により当選の告知をいたします。西山議員から副議長就任のあいさつ

をいただきたいと思います。西山議員。

○副議長（西山）ただいまの結果、副議長としての選任をいただきました。議会の正常化に向けて、議長を補佐しながら、全力で取り組んでまいりたい決意でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）それでは、議場閉鎖を解除いたします。

（議場解除）

○議長（久留島）以上で副議長選挙を終わります。この際、暫時休憩をいたします。再開時間は追って通知いたします。この後、全員協議会を開催して、議事日程等について皆さんと協議したいことがございますので、委員会室にお集まりいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前 9時59分 休憩

午後10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第6、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（久留島）ただいまの出席議員数は16名です。投票用紙を配付いたします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（久留島）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○事務局長（伊藤）1番、大高下議員、2番、大江議員、3番、兼山議員、4番、下岡議員、5番、住吉議員、6番、宗像議員、7番、桑原議員、8番、岡田議員、9番、西田

議員、10 番、多田議員、11 番、宮坂議員、12 番、西山議員、13 番、崎本議員、14 番、前田議員、15 番、佐中議員、最後に久留島議長。

○議長（久留島）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。これより開票を行います。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番、住吉議員、6 番、宗像議員を指名します。立会人の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（久留島）選挙の結果を報告いたします。投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票数 16 票、無効投票数 0 票。有効投票中、佐中議員 9 票、西田議員 6 票、大江議員 1 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。よって、佐中議員が当選されました。議場閉鎖を解除いたします。

（議場解除）

○議長（久留島）ただいま当選されました佐中議員がおられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。以上で広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、日程第 7、常任委員会委員の選任についてから、日程第 9、議会広報広聴調査特別委員会の設置についてまでは関連がありますので一括議題といたします。この際、議場の都合上、日程第 9、議会広報広聴調査特別委員会の設置についてを議題といたします。議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6 名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6 名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査をすることと決定します。桑原議員。

○7 番（桑原）7 番、桑原です。日程第 7 から日程第 9 の選任につきまして、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長、副議長を含む 7 名の方を選任いただき、選考委員会において各委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任

につきましては、議長に一任したいと思います。なお、常任委員会及び広報委員会については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思います。以上、動議を提出いたします。

○議長（久留島）ただいま桑原議員より、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出してそこで選出されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、各常任委員会及び広報委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので本動議は成立します。

（「賛成者はないで」と呼ぶ者あり）

（「動議賛成」と呼ぶ者あり）

（「遅いよ」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）所定の賛成者がありますので、本動議は成立します。

（「もう一回言いましょうか」と呼ぶ者あり）

（「ちょっとやれや」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。日程第7から日程第9の選任につきまして、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において各委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては議長に一任したいと思います。なお、常任委員会及び広報委員会については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思います。以上、動議を提出します。

（「動議賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ただいま桑原議員より、動議が出されました。正副議長を含めた7名の選考委員を選出してそこで選出されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、各常任委員会及び広報委員会については希望を取られたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので本動議は成立します。よって、本動議をただちに議題として採決をいたします。お諮りいたします。本動議のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。それでは、

選考委員を指名します。選考委員は正副議長並びに桑原議員、西田議員、多田議員、崎本議員、佐中議員、以上7名を選考委員に決定いたします。これより各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び常任委員会の第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。また、広報委員を希望される方はその欄に丸印を記入してください。では、用紙を配付します。配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)用紙を回収します。選考委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。再開時間は追って通知いたします。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいま選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので、報告いたします。委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に大江議員、兼山議員、下岡議員、桑原議員、佐中議員と私です。以上、6名でございます。福祉厚生委員会委員に大高下議員、西田議員、多田議員、宮坂議員、崎本議員、以上、5名でございます。建設産業委員会委員に住吉議員、宗像議員、岡田議員、西山議員、前田議員、以上、5名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)異議なしと認めます。なお、議長は公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。委員会条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に大高下議員、住吉議員、桑原議員、西田議員、崎本議員、前田議員、佐中議員、以上、7名を指名いたします。こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 意義なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定いたします。議会広報広聴調査特別委員会委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、大江議員、兼山議員、宗像議員、岡田議員、多田議員、宮坂議員、以上、6名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定いたします。それでは、各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行ってください。総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。なお、議会運営委員会については、各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、また、広報委員会については議会運営委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、各常任委員会の正副議長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務文教委員会委員長、桑原議員、副委員長、大江議員。福祉厚生委員会委員長、西田議員、副委員長、多田議員。建設産業委員会委員長、住吉議員、副委員長、宗像議員、以上でございます。続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会運営委員会委員長に佐中議員、副委員長に前田議員と決定いたしました。続いて、議会広報広聴調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。議会広報広聴調査特別委員会委員長に岡田議員、副委員長に宗像議員と決定いたしました。以上で日程第7から日程第9に至る各案件についての審議を終了いたします。この際、暫時休憩をいたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日 1 日と決定しております。会議に先立ちまして、先般の議会議員選挙によって、新たに当選されました大高下議員と宮坂議員が議場におられますので、ご紹介申し上げます。大高下議員、ご挨拶をお願いいたします。

○1 番（大高下）皆さん、こんにちは。今回、初当選をさせていただきました公明党の大高下光信と申します。海田町発展のために全力で闘ってまいりますので、どうか先輩方々ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）続いて宮坂議員、ご挨拶をお願いいたします。

○11 番（宮坂）こちら 4 年ぶりに返り咲かせていただきました宮坂でございます。町執行部に対しましては、厳しい目を持ちまして是々非々で取り組んでまいりたいと思います。議会の皆様とは喧々諤々、喧々囂々の論議があると思いますけども、一致団結してこの町のために一生懸命頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で新議員の紹介を終わります。この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）本日は大変お忙しいところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。去る 3 月 24 日に執行の町議会議員一般選挙におきましてご当選の栄を担われて、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえない次第でございます。今後、町政の発展のため、格別のご指導とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。さて、本町の平成 25 年度の予算につきましては、去る 2 月議会におきましてご説明申し上げ、議決をいただいたところでございますが、新たに議席を得られた方もございますので、改めて概要を説明させていただきます。平成 25 年度予算は、一般会計 93 億 750 万円、下水道会計 15 億 244 万 8,000 円、国民健康保険会計 29 億 6,092 万 2,000 円、介護保険会計 17 億 1,507 万 7,000 円、後期高齢者医療会計 2 億 9,035 万円、水道会計 7 億 8,186 万 9,000 円、総額 165 億 5,816 万 6,000 円となっております。平成 25 年度予算編成に当たりましては、事務事業評価の反映や一般行政経費のゼロシーリングを行うなど、限られた財源の中で第 4 次海田町総合計画の基本構造に掲げる都市像、ひと輝く、四季彩のまち、かいたの実現に向けた各種施策の推進に財源

を重点的に配分してまいりました。なお、本年３月の臨時会におきましても、国の緊急経済対策による事業を実施するため、平成 25 年度予算に計上しました事業の一部を平成 24 年度予算への振替をしております。これらの平成 25 年度の補正予算につきましても、整理をさせていただきたいと考えております。最後に、本日は本会議において同意 2 件を提出しております。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（久留島）以上で町長の発言を終わります。この際、４月１日付けで教育委員に就任され、同日、教育委員会会議で教育長に任命されました中村教育長から発言の申し出がございますので、これを許します。教育長。

○教育長（中村） 去る４月１日、海田町教育委員会教育長を拝命いたしました中村でございます。私、昭和 53 年でございますが、海田中学校に新任教職員として赴任いたしまして、その後、海田中学校 10 年、海田西中学校 6 年、海田町の教育委員会事務局 3 年と 19 年海田町で勤めさせていただきました。その後、県教育委員会、中学校校長を務めさせていただきましたけれども、教育者としての礎といいますか、その基礎はこの海田で学ばせていただいた、海田で育てられたと、そう感謝しているところでございます。そして今、こうして再び海田町で教育に携わることができたことを心より嬉しく思っている次第でございます。議員の皆様方から任命のご同意をいただいたことに対し、厚くお礼を申し上げます。現在、学校教育においては、いじめ問題や暴力行為等の生徒指導上の諸問題に加え、教職員の不祥事防止対策や児童生徒のメンタルヘルスへの対応、学力向上に向けた取り組みなど課題が山積しております。また、社会構造の変化に伴う様々なニーズに対応した学習機会の提供をはじめとした生涯学習の振興も緊急な課題であると考えているところでございます。今まで私が培ってきた経験等を生かしながら、児童生徒や町民の皆様方のため、誠心誠意努めてまいり所存でございますので、どうか議長をはじめ議会の皆様におかれましても、特別のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第 10、同意第 5 号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 同意第 5 号、監査委員の選任の同意について、監査委員であります岸保公

明さんの任期が平成 25 年 4 月 9 日をもって満了することに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、内田和彦さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第 5 号、監査委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の 1 ページをお開きください。監査委員の岸保公明さんの任期が平成 25 年 4 月 9 日をもって満了となることに伴いまして、新たに内田和彦さんを監査委員としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者を議会の同意を得て町長が選任するものでございまして、任期は 4 年でございます。それでは、内田和彦さんの経歴についてご説明いたします。住所は議案書に記載のとおりでございます。生年月日は昭和 28 年 3 月 18 日、現在 60 歳でございます。続きまして職歴でございますが、昭和 50 年 4 月に海田町に採用され、平成 9 年 10 月、総務課情報調整室長、平成 11 年 7 月、高齢福祉課主幹、平成 12 年 10 月、企画部財政課長、平成 18 年 4 月、福祉保健部長、平成 21 年 4 月より福祉事務所長を兼職、平成 23 年 4 月、総務部長、平成 25 年 3 月に海田町を定年退職しており、現在は無職でございます。海田町職員として多方面にわたり要職につかれ、特に出納室会計係長、財政課課長として、財務の実務経験が豊富で予算事務、会計事務、契約事務などに関する知識にたけており、また、一般行政事務につきましても経験豊富であり、監査委員としての職責を十分に担うことができると判断し、同意をお願いするものでございます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。岡田議員。

○8 番（岡田）8 番、岡田です。今、説明があったんですけども、私普通に考えたらですね、代表監査委員の方が先月までそちらの席におられた方が監査委員になるということ自体、緊張感がないというんですかね、そういうふうになんてなってくるんじゃないかと思うんですよね。やっぱり内部でいろいろと検討されたと思うんですけれども、この基準ですよね。例えば、他のいわゆる経歴の方が検討にあがったのかどうか。なぜ、先月までそちらにおられた方をこういうふうな監査委員にされたのかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）選任にあたりましては、外部・内部どのような人物がよいかということ
は検討いたしました。そういう中で従来この4年間、民間の方にやっていただきました
が、やはり現在地方自治が大きく動いてる中で、なかなかそういった行政への指揮権と
いう部分で適当な方というところが見受けられませんでした。そういう中で先ほど総務
課長も申し上げましたが、そういった予算面の編成、それから財務面、それから、現在
大きく変わっている福祉制度、そういった様々な行政制度に精通している人物というこ
とで内田和彦さんを選ばせていただいたということです。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（西田）そういうふうなことでいうことになったら、これからもずっとそういうふ
うな経歴の方が監査委員になってくるというふうに私は思うんですが、やはり外部の人
いうんか、そういうふうな人、外部の優れた方いうんか、おられると思うんですね。そ
ういうふうな方を登用すべきじゃないかと思うんですね。やはり先ほど何回も言います
けども、先月までそちらにおられた方で、内部のことはよくご存じなんでしょうけども
ね、監査委員という役割そのものがなかなか的確に指摘いうふうなのが難しいんじゃない
かと、実際自分もそういうふうなことに携わってこられたわけですからね、そののと
ころを指摘するというのはなかなかちょっと難しいような気がするんですけども、そのへ
んのところもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そういう意味で、まず人物像で申し上げますと、現職時代にも相当部下
に対して厳しく接してこられたというところもございますし、また、監査委員は単独で
おいて監査されるのではなく、議会選出の監査委員と共に監査されると、そういう中で
職員等に対してですね、厳しさというのは十分に出るというふうに判断しておりますの
で、この度はOBからの選任という形になっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今の答弁にもありましたがね、いわゆる内部事情に詳し
いと。こういうようなことで、外部からは非常に厳しいと。その辺の答弁がね、どうも
納得いかないというか。外部から厳しいから内部に精通したものを入れると、こうい
うんですね。言い換えれば馴れ合い的な監査になると、こういうふうに聞こえるん
ですが、このへんの説明をね、もう一回説明願いたいということと、たった昨日いうのも

語弊があるかもわからんが、先ほどのね、総務課長の説明で、ちょっと私聞き損ねたんかもわかりませんが、23 年退職というふうな説明があったと思いますが、これは後でテープで聞いてみんなにゃわからんと思いますかね。どうもそのへんの説明がおかしいんじゃないか。それともう一つ言いたいことは、それが間違うとるんだと思うんですが、たった昨日まで一昨日まで部下であった者がね、監査として十分機能を果たすのかどうか。先ほどもちょっと言いました馴れ合い的になるんじゃないか。どうもそのへんのことが理解できないんですが、そのへんはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど私が申しました答弁で、内部事情ではなしに、内部制度に精通というふうに思っております。ですから、そういった意味では決して、今度は外部から見ていただくという形になりますので、馴れ合いということはないというふうに確信しておりますし、先ほども答弁いたしましたように、議会専任の監査委員とお二人で監査をしていただくわけでございますので、そういった馴れ合いというのは生じないというふうに確信をしております。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。総務課長。

○総務課長（脇本）職歴のところでございますけども、平成 23 年 4 月に総務部長、平成 25 年 3 月に海田町を定年退職しており、現在は無職でございます。以上でございます。

○議長（久留島）25 年 3 月退職ですね。最初と変わりませんか。総務課長。

○総務課長（脇本）最初にご説明したとおりでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11 番（西山）1 点、今回の同意案件の方ですけども、平成 25 年度の当初予算を組まれている方です。組まれた方が即監査というのは、ちょっと抵抗があるんですけども、そのへんの対応はどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）総務省から出ております行政実例に基づきまして、24 年度決算につきましては、総務部長をしておりますので、総務部の決算審査からは除斥と。それからおっしゃいました予算には確かに携わっておりますが、監査につきましては執行状況についての監査という形になりますから、25 年度の執行状況につきましては全ての部において対応するという形になります。これは行政実例に基づいて対応することになります。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第5号について採決いたします。お諮りいたします。同意第5号についてはこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第5号についてはこれに同意することに決します。この際、監査委員の選任議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、同意第6号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、排斥に該当すると認められますので、多田議員の退席を求めます。

(除斥議員退席)

○議長（久留島）町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第6号監査委員の選任の同意について、監査委員であります佐中十九昭さんの任期が平成25年3月31日をもって満了されたことに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いするものの氏名は多田雄一さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明いたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第6号、監査委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。議会の中から選出された監査委員の佐中十九昭さんが平成25年3月31日をもって任期が満了となったことに伴いまして、新たに多田雄一さんを監査委員としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議会議員のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございます。議員のうちから選任される監査委員の任期は、議員の任期となるものでございます。それでは、多田雄一さんの経歴についてご説明いたします。住所は議案書に記載のとおりでございます。生年月日

は昭和 24 年 3 月 29 日でございます。現在 64 歳でございます。議会の経歴でございますが、平成 9 年に海田町議会議員に初当選され、現在 5 期目でございます。議会常任委員会につきましては、福祉厚生委員会、総務文教委員会、建設産業委員会の委員を歴任されておられます。また、平成 15 年、平成 19 年には福祉厚生委員会委員長、平成 21 年には総務文教委員会委員長に就任されておられます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田ですが、今の説明の中でね、事業の内容とかね、そういういろいろ外部に精通しとる見識ある方と、こういうふうなことに聞こえたんですが、特に財務ということで監査ということになるとね、経理というのか、そのへんの見識、こういうようなね、どこでもってどのように判断されて今のような説明になったのか。その辺の説明を。業務とか云々についてはそれなりの議員としてのね、経験もあるのでおっしゃるとおりかと思いますがね、特にそういう監査ということになると、経理関係とか、そのようなことについてかなりの見識、精通したものが必要であろうと、このように考えるんですが、そのへんの説明を願いたい。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）監査委員につきましては、先ほどご同意をいただきました識見を有する方、それから議会から選出をいただく議会選出の監査委員と分かれております。今、ご提案させていただいておりますのは、議会選出部分での監査委員をお願いしているものでございます。そのため、先ほどちょっと説明が足りませんでしたけれども、議会選出の部分におきましては識見、それから経験等は特別問うものではございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）ちょっとそのへんがわからないんだけどね、今言われるように、特別識見を問うものではない。課長の説明と中身が違うんですね。もろもろにおいていくつか言われましたが、その中で識見を有するとこういう説明なんです。全く外部監査と議会選出は通じてなくていいんだと、極端に言えば、何にも知らなくてもいいんだと、こういうような言い方なんよね。そのへんはどういうことなんか。先ほどの課長の説明と違うんじゃないですか、どうなんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）総務課長が説明いたしましたのは、地方自治法で定めております人格が高潔で地方公共団体の財務管理、それから事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議会議員のうちから議会の同意を得て町長が選任するというご説明をさせていただいたかと思います。同意第5号におきましては、いわゆる識見を有する方の中で選任をしていただいたと。同意第6号におきましては、議会議員のうちから選任をしていただくための議案をご提案させていただいたということでございます。同意第5号と6号があわせて地方自治法で定める規定に基づく監査委員ということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○14番（前田）今の答弁はそういうことを聞いとるのではないんだ。外部と内部と連動しとらんでもいいんだという、先ほどの説明なんよね。議会では議会にとにかくいわゆる事業云々のちょっと経歴があればいいんだと。私が聞いとるのは、監査である以上、ある程度の経営実績というか、そのへんの見識が必要ではないのかと、こう言っとるわけよね。そうしたら答弁は、外部監査と内部監査と連動しとらんでもいいんだと、こういうような説明なんだ。だから言われとることの説明がね、違うんじゃないかと言うとるんよ。そのへんの説明がね、どうもおかしい。だからこれも議長、よう言うあれじゃけどね、言うたことメモでも取ってね、しっかり答弁させてほしいよ。これ今後の議会においても同じことになると思う。だから議員が質問、質疑することについてはね、やっぱり局長含めたね、そこら聞いてね、違うたら違うたいうてやらにや、言うところとがちんぷんかんぷんの答弁じゃ困るよ。今の総務部長の言い方が特別、わしの耳が悪いんかもわからんよ、外部監査と議会選出とはそんなに通じてなくてもいいんだと、こんなような言い方。だからもう1回繰り返すけども、そういう経理、いわゆる財務に対してどの程度の見識があつてそうなのか。どういうところでそういう見識を認めとるのか。それと繰り返すようになるけども、外部監査と共同してやらにやいかんじやろう思うが、しっかり2人が力を合わさんにやいけんのじやろうが、そのへんはどうなるのかということの説明を願いたいと言っておるわけじゃから、そこらへん明確に答弁願いたい。

○議長（久留島）今の質問はわかりましたか。経理に精通していて、識見を要しないと。

5号と6号の違いを説明してあげてください。総務部長。

○総務部長（窪地）まず監査委員につきましては、識見を有する方の、いわゆる代表監査

といわれる部分と、それから議会選出の中から選出をしていただく監査委員とお二人で監査の実施をしていただくように考えておりますが、代表監査、いわゆる一般の方から選出していただく監査委員につきましては、当然それなりの識見、それから経験も必要であろうかというふうに考えております。また、議員のうちから選出していただく方についても、できるだけ事務に精通していただく方が望ましいと考えております。また、監査につきましては、いわゆる独立した執行機関でございますので、内部監査ということではなくて、定期監査それから例月出納検査、決算審査についても、あくまでも外部監査として実施をしていただいているものというふうに考えております。要するに監査委員の責任のもとにおいて、いかに適切な監査ができるかということであろうかというふうに考えております。

○議長（久留島）違いを述べてほしいんですが。内部と外部の違いを述べてもらえますかね。副町長。

○副町長（三宅）地方自治 196 条では、外部、内部という言い方ではなしに、識見を有するものと、それから議員の中からと、そういう二つに書き方が分かれておりますので、議員の方につきましては識見を有するというではなくて、議員の職にあるというところに観点におきまして選出をさせていただいております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、識見を有するというよりは議員でいらっしゃるというところの観点で選ばさせていただいております。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第 6 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 6 号についてはこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第 6 号についてはこれに同意することに決定します。多田議員の除斥を解きます。

（除斥議員着席）



決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第2として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 追加日程第2、発議第3号、議会改革特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論を省略します。これより発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。この際、ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の皆さんは委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に岡田議員、副委員長に桑原議員と決定いたしましたのでお知らせいたします。

ただいま大高下議員ほか14名から発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することにしたいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第3として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 追加日程第3、発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論を省略します。これより発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。この際、ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員の皆さんは委員会室で正副委員長の間選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時57分 休憩

午後2時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、災害防止対策等調査特別委員会において正副委員長の間選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に宮坂議員、副委員長に大高下議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。

ただいま、大高下議員ほか14名から発議第5号、保育所整備特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第4として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 追加日程第4、発議第5号、保育所整備特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論を省略します。これより発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。本案については、原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。ただいま設置されました保育所整備特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。この際、ただいま設置されました保育所整備特別委員会の委員の皆さんは委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、保育所整備特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に崎本議員、副委員長に下岡議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。この際、お諮りいたします。桑原議員ほか3名から発議第6号、閉会中の継続調査事件についての申し出がありました。法案は今後の委員会調査に関するもので緊急を要する事件と認め、これを日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第

5として審議することに決しました。案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）追加日程第5、発議第6号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をいたします。議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第109条第8項の規定により議会の決議によって付議された特定の事件についてのみの調査を行うことができるものとされております。本案は平成25年度における各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について別紙のとおりそれぞれの所管事務調査等を行い、議員の質の向上を図り、複雑化・専門化する行政に対応しようとするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。決議があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。発議第6号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて平成25年第4回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労様でした。

午後2時20分 閉会